

平成23年度山形県男女共同参画審議会

【開催概要】

- 1 開催日時 平成23年10月31日（月）13：30～15：00
- 2 開催場所 山形県自治会館401会議室
- 3 出席者
委員：阿部 進、有川 富二子、伊藤 眞知子、井上 恭子、加藤 陽子、金澤 和子、
瀬川 泰美、丹 哲人、中野 靖子、諸橋 哲郎、横尾 渡、渡辺 敏雄
以上 12名
事務局：鏡子育て推進部長、長谷川子育て推進部次長、山川青少年・男女共同参画課長
他9名

【次第】

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 会長選出
- 5 苦情等処理部会に属すべき委員の指名
- 6 報 告
(1) 山形県男女共同参画計画及び山形県DV被害者支援基本計画の概要について
(2) 本県における男女共同参画の状況について
- 7 協 議
(1) 平成23年度における男女共同参画関係施策実施概要について
- 8 閉 会

<報告事項>

- (1) 新男女共同参画計画・新DV被害者支援計画の概要について
- (2) 本県における男女共同参画の状況について

<委員の意見・質疑概要>

委員：

資料4 5ページの女性の管理職等の登用状況について、管理職の割合は示されているが職員の男女比率がわからないと比較ができないと思う。そのところを資料として示していただきたい。

事務局：

職員の男女別人数及び比率については、下記のとおり。また、本年度の男女共同参画白書を作成する際に、男女の職員数・比率がわかるように表記したい。

◇県職員の女性職員の割合

	県全体			うち知事部局		
	職員数	うち女性数	女性の割合 (%)	職員数	うち女性数	女性の割合 (%)
H19	9,039	2,855	31.6	4,113	883	21.5
H20	8,900	2,822	31.7	4,025	871	21.6
H21	8,878	2,831	31.9	3,977	879	22.1
H22	8,769	2,826	32.2	3,899	885	22.7

委員：

資料4 17ページの家事・育児の状況について、ウの表で勤務形態ごとの家事時間が示されているが、そのうち「勤め（常勤）」及び「共働き」の勤務形態の意味について説明してほしい。

事務局：

「勤め（常勤）」については、パートやアルバイトでない正社員という意味である。「共働き」については、常勤やパート等も含まれるかについて、当該調査の実施主体である山形市に確認して回答させていただく。当該資料は、山形市で実施した「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」に基づき作成しており、山形市に確認したところ、「共働き」は、パートタイム・アルバイトを含め夫婦共に働いている場合の家事時間をあらわしている、とのことである。

委員：

資料4 1ページの男女共同参画に関する計画策定状況について、特に最上郡など行政規模の小さいところは、職員がいくつもの業務を担当している状況にあり、計画策定が大変だと思う。最上郡の町村が一緒になって学習会などを行い、大きな骨組みのところは協力して進められるような体系に県の方でアドバイスしてはいかがか。

事務局：

男女共同参画計画については、国の男女共同参画基本法の中ですべての市町村に対して策定が努力義務とされているところである。委員ご指摘のとおり、行政規模等により、策定が進んでいないところがある。これらを受けて、先般、最上地域の市町村の計画担当者を対象に研修会を実施した。具体的には、既に計画を策定している秋田県の大潟村から、計画作りの手法や進め方などをお話いただき、勉強会を実施したところである。来年度に向けて、雛形のようなもの示して、支援していきたい。

委員：

資料4 10ページの企業における就業状況及び女性の活用状況の労働力率について、年代別のもっと詳しい数値があった方が、具体的で説得力がでてくる。

会長：

毎年作成している男女共同参画白書の中で、グラフなどを用いながら詳しく説明していくといいのでないか。

委員：

県の計画や実施している施策について、県民にはまだまだ知られていない。もっと県民の皆さんに広く知っていただくためのアピールが必要である。

委員：

資料4 仕事と家庭、家事、育児等の状況の育児休業の取得率について、育児休業制度の規定状況は企業規模が大きいほど高いにも関わらず、男性の育児休業の取得率は企業規模が小さいところが高くなっている。中小企業では、男性が育児休業を取りたくても取れない状況だということを聞いたことがあるが、業種ごとの内訳等はわかるか。

事務局：

このデータの元となっている労働条件等実態調査は、毎年県内の 1,500 の事業所を対象として調査しているが、従業員が 100 人以上の規模の事業所は悉皆調査、100 人未満の事業所については抽出調査となっているため、調査対象が毎年変わってしまう。数値が全体的に低いため、一人の増減が大きく影響することになるので、全体的に見ると 100 人未満の事業所の方が取得率が高いとは一概に言えない。業種ごとの内訳については、下記のとおり。

平成 22 年度山形県労働条件等実態調査における男性の育児休業取得

業 種	事業所数
製 造 業	4 社
運 輸 業	1 社
金融・保険業	1 社
計	6 社

※うち男女いきいき子育て応援宣言登録企業は 2 社

<協議事項>

(1) 平成 23 年度における男女共同参画関係施策実施概要

<委員の意見・質疑概要>

委員：

資料5 2 ページに農業協同組合の役員の女性の起用について意識啓発、働きかけを行うとあるが、地域の農業委員会にも女性委員を増やすような働きかけをお願いしたい。

委員：

先ほど県民への周知の意見があったが、一般企業にもこういった施策がいろいろなされていることに対して、十分伝わっていない。これらの施策の中でタイアップできるものもあると思うので、研究を進めていただきたい。

委員：

県民への周知、委員への周知については、もっと工夫が必要である。

委員：

周知については、改めて難しいと感じている。細かいことの積み重ねしかないかもしれないと思う。

委員：

県民への周知という点で、行政と一般の方をつなぐ橋渡しの存在の人を多く作ればいいのか。

委員：

PR という点で、資料5の予算額について、千円単位で記載されているが、千円単位では県民はわかりづらい。誰に何を知ってもらいたいのかを明確にした資料作成を心がけるべきである。

委員：

資料5平成23年度の実施概要は、事業計画になっているが、この施策が男女共同参画の計画の推進に寄与する方向になっているのかという点検はどのように行うのか。

事務局：

主には、毎年発行している「山形県男女共同参画白書」の中で、事業の実績について把握し、目標数値があるものについては、目標数値に対してどの程度進捗したのかを図りながら点検している。

委員：

資料5 1ページの「離転職者職業訓練事業費」について、対象は障がい者及び母子家庭の母等となっているが、父子家庭は対象とならないのか。一人親家庭が対象ではないかと思うと、父親も対象となると思うがいかがか。

事務局：

当該事業は国からの委託を受けて実施しているもので、国の要綱により母子家庭の母等となっているため父親は対象とならないものである。

委員：

資料4 7ページで、女性の校長や教頭の割合が減少しているが、理由がわかれば教えてほしい。

事務局：

減少している原因については、調べて後日回答させていただきたい。
教育庁総務課教職員室に確認したところ、学校統廃合により学校数が減少していること及び昨年度から自薦制度を設けているが、応募する女性が少ないことが要因と考えているとのことである。

<小学校>

①校長

	男(人)	女(人)	計(人)	女性割合(%)
H20	259	51	310	16.5
H21	262	46	308	14.9
H22	261	44	305	14.4

②教頭(副校長含む)

	男(人)	女(人)	計(人)	女性割合(%)
H20	271	51	322	15.8
H21	272	44	316	13.9
H22	269	44	313	14.1

<中学校>

①校長

	男(人)	女(人)	計(人)	女性割合(%)
H20	119	2	121	1.7
H21	117	1	118	0.8
H22	111	1	112	0.9

②教頭(副校長含む)

	男(人)	女(人)	計(人)	女性割合(%)
H20	125	7	132	5.3
H21	123	5	128	3.9
H22	120	3	123	2.4

山形県学校基本調査報告書より

会長：

活発なご質問、ご意見をたくさんお出しいただき感謝申し上げます。本日の意見の部分については、今後の施策に反映させていただきようをお願いしたい。